

## 施工体制台帳の活用に関する取扱い

### 1 目的

建設工事は分業体制で施工されているため、元請業者が施工体制を十分把握していないと品質、工程、安全など施工上のトラブルが発生しやすくなったり、不良不適格業者の参入、一括下請負、安易な重層下請などにより、生産効率や品質の低下が懸念されることとなる。このため、元請業者は工事現場ごとに、下請、孫請などその工事にかかわるすべての業者の状況、技術者の設置など、施工体制を的確に把握していることが必要である。

農政部、水産林務部及び建設部が所管する建設工事については、これまで、工事1件の請負代金額が200万円以上の工事について、施工体制台帳の提出を求めてきたところであるが、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正されたことを踏まえ対象工事を一部拡大することとする。

また、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 26年国土交通省令第85号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）が改正されたことを踏まえ、施工体制台帳の記載事項を追加することとする。

### 2 対象工事

工事1件の請負代金額が200万円以上の工事とする。

ただし、下請契約を締結する場合は、すべての工事とする。

### 3 記載すべき内容及び提出様式

#### (1) 現場代理人等指定通知書

現場代理人等指定通知書（建設工事事務取扱標準様式（以下「標準様式」という。）第27号様式）を、別記第1号様式に改める。

ア この通知書には、別記施工体制台帳1（以下「台帳1」という。）を添付する。

イ 北海道発注工事における専任の監理技術者及び主任技術者の取扱い（「北海道発注工事における監理技術者及び主任技術者の取扱いについて」平成16年3月3日付け建情第10602号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）で定める直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、次のいずれかの書類の原本又は写しの提示を求め、工事監督員はその結果を記入する。

- (ア) 健康保険被保険者証
- (イ) 監理技術者資格者証の裏書
- (ウ) 住民税特別徴収税額通知書

ウ 前号において提示を求める書類は、確認後直ちに請負人に返還する。

#### (2) 経歴書

経歴書（標準様式第26号様式）を、台帳1に改める。

ア 建設業法施行規則第14条の2第1項第1号及び第2号（監理技術者は、主任技術者又は監理技術者に読み替える。）に掲げる事項を記載する。（同項第2号のチを除く。）

イ 台帳1には次のいずれかの書類を添付する。

- (ア) 主任技術者又は監理技術者資格を証する書面又は写し
  - a 技術者の資格が実務経験による場合は、最終学歴と工事経歴を記載した書面
  - b 建設業法による技術検定に合格したことを証明した1級技術検定合格証明書等及

び監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証の写し

- (イ) 現場代理人について、主任技術者等と異なる場合は、現場代理人が所有する資格を証する前号と同様の書面又は写し
- (3) 作業員名簿（施工体制台帳4（以下「台帳4」という。））
  - ア 建設業法施行規則第14条の2第1項第2号のチに掲げる事項を記載する。
  - イ 資格・免許等の写しを添付する。
- (4) 下請負人選定通知書
  - 下請契約（再下請含む。）がある場合、下請負人選定通知書（標準様式第25号様式）を、別記第2号様式と別記施工体制台帳2（以下「台帳2」という。）及び施工体制台帳3（以下「台帳3」という。）に改め、施工体系図とともに提出する。
  - ア 台帳2
    - (7) 建設業法施行規則第14条の2第1項第3号及び第4号に掲げる事項を記載する。（同項第4号のチを除く。）
    - (イ) 全建統一様式第1号一甲を提出する場合は、記載を省略することができる。
  - イ 台帳3
    - (7) 建設業法施行規則第14条の2の第1項第3号及び第4号のイ、ロに掲げる事項を記載する。
    - (イ) 次の事項を記載する。
      - a 直近上位の注文者名
      - b 道の格付
      - c 建設業退職金共済の加入に関する事項
      - d 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入に関する事項
      - e 下請負工事の予定額・内容・代金支払方法に関する事項
      - f 一号特定技能外国人・外国人建設就労者・外国人技能実習生の従事状況に関する事項
    - (ウ) (7)の事項については、記載を省略することができる。
  - ウ 台帳4
    - (7) 建設業法施行規則第14条の2第1項第4号のチに掲げる事項を記載する。
    - (イ) 資格・免許等の写しを添付する。
  - エ 施工体系図
    - 施工体制台帳の要約版として、別記第3号様式を参照しツリー図等により記載する。
  - オ 台帳2及び台帳3には次の書類を添付する。
    - 下請契約（再下請を含む。）の書面の写し

#### 4 提出の手続

請負人は、台帳等について記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、若しくは明らかとなった時に遅滞なく作成し、速やかに工事監督員を経由して、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

#### 5 施工体系図の掲示

施工体系図は、工事現場の見やすいところに掲示することとする。